

館内(舞台)における高所作業についてのご案内


v2024


太田市内文化施設 太田市新田文化会館では、労働安全衛生法施行令の政令改正に伴い、舞台設営及び演出上の高所作業等において以下の墜落制止用器具の使用をお願いしております。高所作業での適法性の確保及び墜落による災害の未然防止を目的としております。ご利用の際にはご理解のほど、よろしくお願い致します。

太田市新田文化会館	
フロントサイドライト	<p><u>ヘルメット</u> および <u>フルハーネス型墜落制止用器具</u> の着用 (2丁掛けランヤード推奨) ※1 高さ (花道から) 上段 7.15 m 中段 5.65 m 下段 3.9 m</p>
トーマンタルタワー	<p><u>ヘルメット</u> および <u>フルハーネス型墜落制止用器具</u> の着用 ※1 最小床：2.6m 最高床：7m</p>
ローリングタワー	<p><u>ヘルメット</u> および <u>フルハーネス型墜落制止用器具</u> の着用 ※1 最小床：4.7m 最高床：7.5m ※如何なる場合でも、高所作業車の乗り込み部分を上げたまま作業者を乗せ、移動させる事は認められません。</p>
脚立	<p><u>ヘルメット</u> 着用必須 ※2 ※ 1,2名の補助者を付けてください(ヘルメット着用) ※ 天板作業は禁止です</p>

※1 **6.75mを超える高さでの作業にはフルハーネス型墜落制止用器具の着用を必須とします。** 事前にお持込みのランヤードの長さを確認してください。

※2 **2m以上の場合、墜落制止用器具とヘルメットを着用した上で、安全確認をしながら作業を行ってください。**

 ホール側では、感染症対策等の理由によりヘルメット、フルハーネス型墜落制止用器具、墜落制止用器具等の貸出しは行いません。 **必ず使用者側でご用意、ご持参をお願いします。** 未着用等の場合には設備のご利用を禁止させていただきますのでご了承ください。

 持込機材で高所作業の場合でも墜落制止用器具等の使用を必須とします。